

平成30年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年9月5日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 5号 平成29年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 6号 平成29年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 一般質問
- 第 9 議案第55号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第54号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第11 議案第56号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算
- 追加日程第 1 議案第54号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第 2 議案第56号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 第12 議案第57号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第13 議案第58号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第14 議案第59号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第15 議案第60号 平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第16 議案第61号 平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第17 認定第 1号 平成29年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 2号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 3号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 4号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 5号 平成29年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

第22 認定第 6号 平成29年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第23 認定第 7号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第24 認定第 8号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（7名）

2番	長谷川 克弘 君	3番	西 浦 岩 雄 君
4番	宮 崎 泰 宗 君	5番	細 谷 久 雄 君
6番	東海林 繁 幸 君	7番	星 川 三喜男 君
8番	村 山 義 明 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林 生吉 君
副 町 長	遠 藤 義 一 君
教 育 長	田 邊 彰 宏 君
総 務 課 長	小 林 嘉 仁 君
総 務 課 参 事	野 露 みゆき 君
総 務 課 参 事	笹 原 等 君
総 務 課 主 幹	市 本 功 一 君
総 務 課 主 幹	庵 日 鶴 君
総 務 課 主 幹	石 川 章 人 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産 業 課 参 事	藤 田 徹 君
産 業 課 参 事	多 田 優 彦 君
産 業 課 参 事	永 田 剛 君
産 業 課 主 幹	西 川 明 文 君
産 業 課 主 幹	北 村 哲 也 君
建 設 課 長	土 屋 順 一 君
建 設 課 主 幹	千 葉 靖 宏 君
保 健 福 祉 課 長	吉 田 智 一 君
保 健 福 祉 課 参 事	黒 瀧 仁 司 君

保健福祉課主幹	相馬正志君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	野田繁実君
国保病院事務長	長尾享君
国保病院事務次長	西村智広君
会計管理者	今野真二君
認定こども園園長	相座豊君
自動車学校長	大川勝弘君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	矢上裕寛君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成30年第3回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、細谷さん、6番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成30年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月20日及び8月24日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日9月5日から9月7日までの3日間とする。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員である。

4、町長提出議案の取り扱いについて、議案第54号及び議案第56号はいきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。その他の議案は本会議で審議する。

5、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成29年度中頓別町各会計決算における認定第1号から認定第8号を付託して、会期中に審査を行う。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。

6、意見書について、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）は長谷川議員から発議される。

7、閉会中の郵送陳情などの取り扱いについて、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。

8、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、またあしたから予定されている決算審

査特別委員会を役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月5日から9月7日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月5日から9月7日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画後期実施計画の第6回変更報告、平成29年度中頓別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

○議長（村山義明君） これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） 平成30年第3回の定例会ということで招集をさせていただきました。全議員のご出席を賜りましてありがとうございます。本議会におきましては、決算審査を含め審査をいただくことになります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私のほうから行政報告3点をさせていただきたいというふうに思います。1つは、平成30年度の普通交付税の決定についてであります。本町財政の歳入面に大きな割合を占める普通交付税について、この度国の算定基準に伴い算定した結果、19億9,256万7,000円、前年度が16億4,244万4,000円でありますけれども、となりましたので、報告をいたします。なお、交付額は、前年度交付決定額との比較で3億5,012万3,000円の増額となっているところであります。21.3%の増です。

増額の主な要因は、昨年度の基準財政収入額における法人税割の過大算定分2億6,394万9,000円の減額及びこれに伴う今年度錯誤額1億9,371万円、合せて4億

5, 000万円ほど基準財政収入額が減少したことが主な要因であります。

一方、基準財政需要額としましては、昨年まで算定経費となっておりました「地域経済・雇用対策経費」が皆減により、6, 419万1, 000円の減額、公債費の3, 181万円の減少など、基準財政需要額全体で1億540万8, 000円が減額したことによりまして、結果、普通交付税の決定額としては3億5, 000万円ほどの増額となったところであります。詳細については、また別途ご説明をさせていただく機会を設けたいと思います。

2点目は、死亡交通事故の発生についてであります。平成30年7月29日の日曜日午前10時50分頃、知駒峠の道道でオートバイによる単独事故が発生致しました。すぐに国保病院に救急搬送、ドクターヘリも要請し医師による懸命な蘇生が行われたところがありますが、外傷性ショックによりお亡くなりになりました。お亡くなりになりました方は町外の方ではありますが、哀悼の意を表したいと思います。

なお、中頓別町におきます死亡事故ゼロは1539日で終了。今後とも交通事故防止の啓もうに努力するところであり、9月下旬に交通安全町民決起大会を開催する予定としております。

3点目は、平成30年7月豪雨に伴う姉妹町である大崎上島町の被災状況についてであります。当町と姉妹縁組の協定を締結しております旧東野町を含む大崎上島町において、平成30年7月5日に発生した豪雨災害により大きな被災を受け、心からお見舞いを申し上げるところであります。

現在災害応急復旧中ではありますが、人的被害は生じていないことをお聞きし安堵しているところであります。被害状況につきましては次頁のとおり情報を入手しているところありますので、ご参照いただければと思います。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

引き続き教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 教育行政報告をいたします。2点あります。

1点目は、未来への挑戦「ハワイ英語研修」事業についてです。初めに、貴重な機会をいただきましてありがとうございました。英語力を向上させたい。将来の夢につなげたい。異文化交流を通して視野を広げて欲しい。一人一人が前向きに英語に挑戦して、積極的にホストファミリーの家族とふれあい、コミュニケーションを深めて欲しい等の期待を込めてハワイ（オアフ島）に行ってまいりました。概要について報告します。

初日は、中頓別からバスで千歳空港に向かい、ハワイアン航空でホノルルへ移動しました。日付変更線を通り過ぎてホノルル時間の8月3日（金）8時30分に到着しております。

これは、中頓別町も8月3日に出ているのですけれども、もう一回8月3日ということになりました。到着後、モアナルア・ガーデンやパールハーバー、カメハメハ大王像、イオラニ宮殿、ヌアヌパリ展望台等を見学しております。2日目は、ホテルで静養したのち、お世話になる8つのホストファミリーと中学生がグループごとに円卓を囲み、親睦夕食会を行いました。3日目、中学生はホテルをチェックアウトしまして、朝迎えに来たホストファミリーと合流しホームステイの開始となりました。この日は日曜日、それぞれのホストファミリーと終日過ごしております。4日目は、朝ホストファミリーにホテルへ送ってもらい、全員集合です。9時から現地の大学生と3班に分かれて、ワイキキ地区、ワイキキビーチが中心になりますけれども、ここを散策しました。14時にホテルにホストファミリーが迎えに来て、その後はグループごとにさまざまな活動や体験を行っています。5日目、同様にホテルに全員集合。3班に分かれて、この日は大学生とハワイ大学の見学に出発しました。この時の交通手段は市内の路線バスです。1デイパスポート、中学生は1人2.5\$ですけれども、これを利用しました。ハワイ大学まで約20分。緑豊かな広い校内と歴史と伝統を誇る施設等を見学しております。大学は夏休みですが、授業が行われていました。すれ違う学生や教官の凛々しい姿に、大学の雰囲気を意識したものと思います。この日も14時にホテルにホストファミリーが迎えに来て、それぞれの家庭に戻り、ホームステイ最終日を過ごしております。6日目の朝でホームステイは終了。ホストファミリーにホテルに送っていただきお別れとなりました。一抹の寂しさを感じながらも全員集合です。バスに乗りまして、9時にオアフ島東海岸の観光に出発しました。日本人ガイドからハワイの歴史や文化の説明を受けながら、ハナウマ湾展望台、ハロナ潮吹き岩、チャイナマンズハット、サトウキビのプランテーションで栄えたハレイア、それからデルモンテの創設者であるドールという人がかかわったドールプランテーション、これはパイナップル畑ですけれども、ここを見学しております。7日目は、ホテルからホノルル空港へ移動しまして、ハワイアン航空で千歳空港に向かっております。8日目は、日本時間の8月10日(金)18時頃、飛行機がおくれたのですけれども、この18時頃千歳空港に到着しました。この時の千歳の天候は雨で、外気温は20℃でした。非常にというか、寒く感じました。直ぐにバスに乗りまして、23時30分頃、家族の待つ中頓別町に到着しております。

この間8日間、子供たちは体調を崩すことはありませんでした。よく食べてよく寝たものと思います。ホームステイは、ホストファミリーの雰囲気等が大きく影響するかと思います。中学生17名一人一人のホームステイの印象や感じたこと、勉強になったことは、様々であろうと思います。小さな町の中学生の大きな挑戦が貴重な経験となり、英語力の向上をはじめ、将来の目標に活かされることを強く期待しています。また、異なる言語や文化、気候や風土のハワイで過ごしたことが人生の財産となること。そして、この研修を通して自分は成長したと感ずることも期待しています。

私は、ハワイ州は様々な人種が共存しながら独自の文化を誇る世界でも珍しい特別な場

所であり、英語学習をはじめとする異文化の経験、太平洋戦争や日系人を対象とした歴史、平和学習など様々な教材にあふれる「学びの宝庫」と実感しました。今後の研修の充実に活かす所存です。

なお、保護者向けの報告会は先月実施しております。参加した中学生による町民の皆様への報告会は、町民文化祭で実施します。併せて、研修記録も作成することとしております。

2点目は、認定こども園の学校運営協議会についてです。認定こども園の学校運営協議会がスタートします。一回目の運営協議会、ここでは9月27日（水）と記載されているのですが、変わらして9月25日（火）に開催する予定となりました。認定こども園、小学校、中学校で学校運営協議会に取り組む体制が整うことになりました。

以上、2点報告いたします。

○議長（村山義明君） ただいまの教育行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第5号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第5号 平成29年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第5号 平成29年度中頓別町健全化判断比率の報告について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。よろしく願いいたします。議案の1ページをお開きください。報告第5号 平成29年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため算出されておりません。実質公債費比率につきましては前年度の2.6%から2.3%減の0.3%となりまして、早期健全化基準の25%を下回っておりますが、監査委員からの是正改善を要する事項のとおり、今後とも公債費比率の逡減に努め、より一層財政の健全化を図りたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第6号

○議長(村山義明君) 日程第7、報告第6号 平成29年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 報告第6号 平成29年度中頓別町資金不足比率の報告について、総務課、笹原参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 笹原総務課参事。

○総務課参事(笹原 等君) 続きまして、議案の4ページをお開きください。報告第6号 平成29年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎一般質問

○議長(村山義明君) 日程第8、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号5番、細谷さん。

○5番(細谷久雄君) 皆さん、おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成30年第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました1点の項目につきまして質問させていただきます。教育行政の質問ですので、田邊教育長の誠意あるご答弁と町民目線でのご回答をよろしくお願いいたします。

それでは、子供の自立を促す学校教育についてお伺いをいたします。現代の子供は、ひきこもりやニートなど自立できない子供や将来に希望を持たない、夢を持たない子供が多いと言われている。子供が自分の経験や知識から考え、判断し、対応することができなくなっているのではないかと危惧する中で、重要なのは生きる力と自立、自己決定力を身につけることだと考えるが、中頓別小中学校における子供の自立を目指した取り組みについ

て教育長に伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 細谷議員の質問に答弁させていただきます。

小学校、中学校とも子供の自立を目指した取り組みとしてキャリア教育があります。それぞれの発達段階に応じた基礎的、汎用的能力を教育課程の中で身につけさせるとともに、人間関係や社会形成能力、自己理解、自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力の育成に努めています。具体的には、キャリア教育は総合的な学習の時間等を活用しています。小学校は、中頓別探険隊、敏音知、鍾乳洞、ふるさとの森、兵知安川、この4つを4年1サイクルで回しています。中学校は、1年生は産業体験、2年生は職業体験、これはインターンシップです、3年生は上級学校訪問を実施しています。保護者やお世話になった方々を対象にした成果発表会が土曜日授業でありますとか、学校祭で実施されています。また、運動会や学芸会、学校祭、スポーツ少年団活動や部活動、修学旅行の自主研修、夢と希望を！感動体験事業、ハワイ英語研修も子供たちの自立を促す一助となっていると私は認識しております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

まず最初に、ただいまのご答弁の中での小学校のキャリア教育、敏音知、鍾乳洞、ふるさとの森、兵知安川、また中学校のキャリア教育の産業体験、職業体験、上級学校訪問など、どのようなことをやっているのか、詳しい内容の説明を伺います。さらに、保護者やお世話になった方々を対象とした成果発表会についてもどのような内容なのかお伺いをいたします。

私は、子供たちに生きる力を育むことが学校教育では重要であり、学びの方法論としての問題解決的な学習が生きる力の育成につながり、みずから考え、判断し、行動することのできる子供たちの育ちになると確信しています。また、子供たちは学校の中ではなく社会ともかかわりながら生活しているため、意図的に学びの場を地域に広げ、社会参画を推進していくことが社会的自立の観点からも重要であると考えます。小学校、中学校では、地域に出かけていく活動を取り入れ、多くの町民や環境と触れ合うことが地域への愛着を生み、自立を身につけることができると私は思います。

先ほど教育長が述べましたことし行ったハワイ研修、英語研修は、子供たちの将来の自立を促すために大変よい研修だと思いますが、私は中頓別町の短い夏の一大イベント、8月4日の夏祭り、8月5日のスポーツフェスティバルに先生、生徒22名、町民の1%ぐらいであるが、中頓別町にいなかったことが大変残念であった。子供たちがこれらの行事に参加して、学校の勉強だけではなく多くの町民の人たちと触れ合い、接することが地域の愛着を生み、自信につながると私は思うが、来年度も再度行うのであれば教育長としてどのように考えるのかお伺いをいたします。

また、最近地域の子供たちに無料化、安価で食事を提供する子供食堂と呼ばれる場所が全国的にふえてきています。中頓別町でも松田商店の店舗跡地でなかとんカフェを計画しているようですが、その中に子供食堂もつukれないのか伺います。子供食堂は、貧困家庭や個食の子供たちに安心して食事をできる場所を提供しようとして始まった取り組みですが、しかし現在は困窮世帯の学習支援を行ったり、地域の人との交流起点となったり、世代を超えたつながりづくりなど、多面的な役割が期待されています。月に1回でも2回でもいいから食事の提供をすることによって、地域の大人や他年齢の子供たちとの交流により社会性や自立性を見つけ、地域でのコミュニティーが形成されると私は思いますが、町の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 大きく3点にわたって質問を受けました。まず、1点目のキャリア教育の小学校と中学校の具体的な内容についてですけれども、敏音知、鍾乳洞、ふるさとの森、兵知安川、内容的にはほぼ同じような形で行われています。まずは体験です。その場に行って子供たちがその場で体験をします。その体験をまとめる。これは、学校の中で作業をします。そのまとめたものを小学校でありますと、土曜日を使ってお世話になった方々等を招きまして発表しています。この発表は、基本的には1年生、2年生は見学、3年生以上が発表するということになります。3年生は、最初のうちは戸惑いもあるでしょうけれども、学年が上がるにつれて6年生ぐらいになりますとそれなりの立派な発表というふうに考えております。

中学生のほうは、産業体験はこれはその年によって異なるのですけれども、酪農あるいは林業を体験したときには、やはり同じです。一番最初に具体的に体験をします。そこで説明等も受けます。その結果を自分なりにまとめて、こちらのほうも土曜日授業を使っていると思いますけれども、保護者でありますとか、林業、酪農等でお世話になった方々を招いて発表を行っています。職業体験については、中頓別町内の役場も含めまして消防、それから商工会、それから建設業にもお世話になっていると思いますけれども、中学校2年生がインターンシップを行っている。これは、年によって若干の違いはあろうかと思えますけれども、2日から3日程度やっていると思います。同じようにこのインターンシップの発表会も行っております。それから、上級学校訪問については、今3年生は修学旅行に行っていますけれども、最終日、札幌市で上級学校を見学します。専門学校でありますとか、短大等、大学も行ったことはあるかもしれませんが、主に上級学校、専門学校です。ここを見学してきて、どういう学校だったのかということや学校祭の午後を使って保護者の前で発表しているというような方式になっています。

それから、2点目のイベントの夏祭りのときに中学生が17名、引率が5名いなかったものはいかなものかというご質問かと思えますけれども、当初は日程的にこのときに間に合うように帰ってくる予定で組んでいたのですが、中体連等々がありまして、それからもう一つは文化部の発表もありまして、希望者がというか、参加者が半分ぐらいになった

ものですから、もう一度日程を仕切り直しにしました。そのことによって、8月5日、6日、不在になるということになりました。どうしても日程を組むときには、お盆は避けたい、中体連は避けたいということが優先しまして、議員ご指摘のとおり貴重な中学生17名がイベント、夏祭りに参加できませんでした。これは、自分も十分ハワイにいるときにきょうは夏祭りだなということを考えていたのですけれども、では来年はどうなるかということになりますと、やはり同じような日程で組まざるを得ないと思うのです。どうしても考えたときには、今の日程で同じでいきますとこの夏祭りが終わってから出発するとお盆に係ってくるのです。非常に苦しい。前にすると中体連等々に係って、全道大会ですから、これは子供たちにとっては大きな大会です。これは避けなければならないというものがあるので、何とも言えません。

それから、3点目、子供食堂についてなのですけれども、月に1回程度の食事の提供はどうかということなのですが、具体的に今子供たち、特に小学校でどのくらい子供たちがそういう状況を必要としているのか、これは私のほうでは今データを持っておりません。給食については、全員給食を食べています。それから、朝御飯を食べているか、食べていないかというのはほとんど調査はしていないのですけれども、どのくらいのニーズが必要なのか、それから松田商店に行って云々ということですが、朝御飯になるのか、夕食になるのか、それはわからないところもあるのですけれども、今具体的にどのくらいの子供がこれに参加するのか、私は今のところは何とも言えません。ただ、子供たち、食べられていないというか、個食している家庭はあるかとは思いますが、これについては今のところ私のほうでは検討する云々という段階にはなっておりません。やはりそういうニーズがあるというのであればということになりますけれども、保健福祉課のほうで回答してもらったほうがこのあたりはよろしいかと思えます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、私のほうからですけれども、今の子供食堂の関係です。先ほど松田商店の跡地という話もありましたが、話の中というか、私どもの中ではまるっきり想定していないわけではありませんが、現時点では具体的にどのようにやるという状況には、今の時点では至っていません。ただ、今現在うちの町でどういうことができるかということで、町内の食堂関係の方々とも少しずつ打ち合わせをしながら、何かできることがないかということをしている現状であります。この後、また保護者向けに簡単なアンケートをとって、例えばどういう時間帯がいいとか、参加の意思を含めてどうことができるかということをもまず一般のアンケートをとって、それからどのようにしていけるかということを考えていきたいということで、少しずつではありますが、今調査している段階ではあります。

以上です。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 教育長のお話、吉田課長のお話、よくわかりました。

それで、私がちょっと思っていたのは、もしあそこで子供食堂とかをやる計画があるならば、駐車場を心配していたのです。あの通りは、車をとめられないのです。私が毎年町長に言っていた布施さんのところの向かいの駐車場、もう毎年私は除雪のことで言っていますけれども、もし松田商店でやるのであれば、あそこが一番いい駐車場だと思います。やるのであれば、あそこはもう広報に載せて、松田商店のところでカフェ、子供食堂をやるから駐車場はもう雪を投げたらだめだよと。もう私は一番いい条件が整ったなと思うのですけれども、やるのであれば、あそこには看板を立てて、広報か何か言って、あそこはもう民間の人の雪は投げたらだめだよと、はっきりそのような形をとってほしいと思うのですけれども、町長、どうですか。お話だけちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、松田商店を取得した後の利活用については、今後しっかり詰めてどういうふうにしていくかということを考えてもらうようにしていきたいというふうに思います。かつてのメインストリートというふうに言っている、支障があるかもしれませんが、あの通りがシャッターがおりている商店が多くなっているのがありますけれども、このままでいいのかということも考えていかなければならないかなというふうに思います。ただ、1点、松田商店と駐車場という関係だけではなくて、あの通りにおける今後をどうしていくのかというようなことも考えながら、車をとめるスペースの問題なんかも考えていく必要があるかなと。それと、問題は除雪、冬期間の雪置き場の問題として、議員からは再三そこに雪が捨てられることの問題ということをご指摘をいただいているのですけれども、なかなかルールの確立がおくれているかなというふうに思います。その点については、担当課のほうに指示をして、しっかり検討してもらうようにしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問も終わりましたので、最後に今後も問題解決的な学習を中核に据えて、目まぐるしく変化する社会に出ても生き抜くことができる自立した子供たちの育成を田邊教育長としてよろしく努めてほしいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 東海林です。私は、事前に3点の質問通告をしております。まず、1点目、障がい者の雇用促進についてを伺います。

中頓別町として、公的機関としての雇用義務がありますが、我が町の雇用状況を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 障がい者の雇用促進についてのご質問にお答えをしたいと思います。

地方公共団体の障がい者雇用率は、一般の民間企業の障がい者雇用率を下回らない率をもって定めるとされ、平成30年4月1日からは2.5%以上となっております。現在当町では3名の方を雇用し、国から示されております計算方法により3.59%となっております。今後とも障がい者の方の雇用に配慮していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 実は、この質問書を提出したのは8月20日なのです。その後、国や地方公共団体の違法性が言われているのが8月22日以降の新聞、テレビであります。私は、決してそのあれがあったから出したわけではなくて、その前に出しております。これは、純粋に当町がそういった法的なものをクリアしているのかどうかという疑問があったわけです。というのは、役場の職員で一人も障害者福祉協会に入っている人はいません。誰もいないのではないかなと思っていたのです。私も障がい者の会長をしておりまして、当町にいましたときに交通事故で障がいを受けました。町長、喜んでくれました、これで障がい者雇用の点数をクリアできるということで。当然ですけれども、そのほかまだ知っている職員が障がい者で、当然障害者福祉協会にも私も即入りました。そういった意味では、町の職員としての障がい者が地域の障がい活動を、健全な活動をしている障害者福祉協会に入るのは当たり前のもりでいたのが今誰もいないのです。こういう実態を見て、私はいないのではないかと思った。そうしたら、いるというのだけれども、町長、これは正職員ですよ、3名というのは。ちょっと確認させてください。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 質問にお答えいたします。

町に関する雇用に関しましては、正職員及び臨時職員も含めるというふうにされております。今回の3名につきましては、臨時職員ということになっております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） これは、臨時職員は対象にならないでしょう。なるかい。私の調べではならないようなのですけれども、国、道の機関では。嘱託職員、臨時職員は対象にならないというふうに聞いています。では、根拠を後でいいから教えてください。

それと、臨時職員までという思いでなくて、私は正職員だというふうに捉えていましたので、本当であればどなたなのかと聞きたいところだけれども、それは個人情報という問題で聞けないと思います。ただ、先ほど私が言ったように、今障がい者の団体は障がい者のいろんな制度をお願いして、全国的にもそういった活動をしているわけですが、そういった障がい者の組織に町の職員で障がい者である人が全く関知していないというのはいかがなものかなと。行政指導として、内部指導としてもその辺はご指導いただけないのかなと、こう思います。その点について伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 基本的には、先ほど申し上げたとおり3名の内訳としては臨時的

任用職員ということであって、これも含めての義務としての法定率を超えるということが求められているということでもあります。ただ、考え方としてそれでいいのかというのは町として思うところがありますので、正規職員における雇用も含めて考えていく必要があるかなというふうに思います。今後に向けて、障がい者や就労が困難な方をやっぱりしっかり町として雇用していくという考え方、民間のほうについては先般2分の1の助成制度なんかも設けて促進していこうという考え方をとっておりますけれども、行政においても雇用に拡大できないかということについては考えていきたいと思っております。

それと、福祉協会への関係なのですけれども、障がい者になられた時点で町としては協会があるということは紹介を申し上げていて、その後会に参加するかどうかというのはあくまで本人のご判断というふうな考え方で一般的に対処しているところであります。職員等について今後採用していく際には、そういった案内をさらに丁寧に行うことも含めて考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） これは、私は再質問まで形としては終わっておりますので、質問でなく、当町が3名の職員を抱えているということは大変立派だと思います。ただ、基本的には障害者雇用促進法というのは障がい者を採用することにあるのです。障がいになってきた人、または職員が障がいになったからよかったという話ではないのです。これは、うちの場合はその辺はどうなっているのかわかりませんが、国や各地方公共団体では、国においては約3,500名の不足が言われています。もう道に当たっても全然話にならない。だから、障害者雇用促進法をつくった衆議院、参議院の事務局でさえ全く定数を満たしていないという。言うなれば役所でやる気がないのだというふうに今とられているのです、ジャーナリズムから。そういう状況にありますから、当町としては常にこの雇用率を考えながら障がい者の立場をお認めいただき、特別な枠で採用するというようなことで考えていただきたいと思っております。これはお願いです。

2点目の貝化石の商品企業化についてお伺いいたします。期待しております工場は、今稼働しているようですが、私も議会としては環境の問題とか騒音の問題を含めて今後まだ検討しなければならないのですが、特に私どもとして期待しております商品の実態がいまだわかりません。町としてこの状況をどこまで把握しているのか伺いたしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 貝化石の商品企業化のご質問にお答えをしたいと思います。

旧中頓別農業高等学校跡地を活用して新設しました中頓別富桑鉦山製品工場は、ことし2月に工場開設に向けまして工事に着手し、6月末に完成、7月10日から工場の操業を開始しているところであります。操業後は、販売に向けた試作品、商品の製造を行ってきたところですが、現在販売するための許可手続を行っているところであり、9月上旬には肥料等の商品について販売開始ができる見込みであると伺っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） それで、今月から肥料等の商品、等でわからないのです。肥料はわかるのです。それから、飼料もつくる。家畜の飼料ですか、それもつくるという話は聞いているのですけれども、あとの商品というのは具体的には何が、どういうものをつくるようになっているのですか。それが1点。

それと、稼働したら従業員6名を予定していると聞いておりましたけれども、そういった状況にあるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先般社長がお見えになって商品のサンプルを頂戴しましたけれども、おっしゃったように肥料用と飼料用と、もう一つはさらに微粉末の化粧品等に活用できる、その3種類のサンプルをいただいています。化粧品の関係等については、販売することとあわせて、さらにそれを使った商品化についても今後考えていきたいというふうに伺っております。

それと、雇用については、事情もあってお一人退職して入れかわってはいますけれども、現在6人が雇用されているということであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） この件については、私ども大変期待しております。久方ぶりの企業の進出ということもあって、うまく企業活動が成功するように願っているところです。町としては、多大な金額を助成しているわけですから、もう始まったら会社任せということだけでなく、助けてあげられる分、助言すべきことなどについてもこれからやっぱり密接な関係をつくっていくようにしなければならぬと思うのですが、そういった担当者が企業とどんな向き合い方をしているのか、どんなかかわりを持とうとしているのか、ちょっとその辺の計画があれば教えてください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、商品についてなのですが、前にも製品分析したものはありましたけれども、基本的には鉱山のほうの、それまではかつて掘って置いておいたものでやってきたという経緯があります。改めて鉱山のほうの許可がおりて、今新たに採掘をして、それを製品の仕様に仕上げ、それから製品分析を改めてしていると。それをもって販売許可等の手続が進行しているという段階なのですけれども、最新のというか、新たにこれから採掘していく鉱物をもとにした製品分析表なども今手元のほうにありますので、そこから始まっていくのかなというふうに思っています。これまでも道立の独法である北海道研究機構……済みません。名称があれですけれども、要は昔の工業試験場にも古いものではありましたけれども、サンプルを持って行って将来これらのさらに活用する商品化の可能性がないかというようなことについても相談をさせていただいておりますし、まだ確定はしておりませんが、道内の大学の連携についてもちょっと模索しているところがありまして、そこともこれらの商品、製品を活用した製品化というようなことに

ついて相談していけるかなというふうを考えておまして、今後はそういうまず研究機関との連携を図っていきつつ、さらに商品化ということになれば積極的に町も動いていくようなサポート体制をとっていきたいというふうを考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 次、3点目の質問をいたします。

特別職報酬についての質問でありまして、私は第2回定例会でこのことについて質問していますが、そこでは報酬額の適正な基準についても一切を審議会に委ねる、改正時期は本年度中との答弁でありました。既に9月となり、審議会の結論はいつごろ出るのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 特別職報酬についてのご質問にお答えします。

平成30年第2回中頓別町議会定例会で答弁いたしましたとおり、第1回特別職報酬等審議会は平成30年5月21日に開催しております。第2回審議会は6月29日に開催し、具体的な報酬の改正についてご審議いただきしており、次回第3回審議会は9月14日を予定しております。当面のスケジュールとしましては、第3回審議会で報酬改正の協議を終え、10月開催の第4回審議会で答申という流れになると思われまふ。その後は、答申内容を議会にもご報告させていただき、改正が必要であればそれらの方針をその後確立をしていきたいというふうを考えているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） スケジュールとしてはわかりました。

私が1つ町長に言いたかったのは、町長が報酬審議会に全てのことを委ねるといふ、その姿勢も1つは悪くはないのだけれども、少なくとも町の首長として、理事者として、当然町長としての政策もあるでしょうし、そういった政策発案の能力がある方が町長になっているとして、報酬審議会に全て委ねるといふのはおかしいのであって、うちの特別職の報酬でここは特別に低いよとかという思いがあれば、町長としてここは上げるべきだと私は思っているのだぐらいのことは言わなければだめでしょう。一切委ねて、悪い言葉で言えば丸投げというのだ、こういうのは。それでは町長の意思がどうあるのか、町長にはそれぐらい言ってもいい立場にあるわけですから、何でも全て委ねるではまずいと思います。私としては、町長のダイナミックなリーダーシップを出していただけるにも、こういった審議会に対しての基本的な町長の立場ぐらゐは示すべきだと思うのです。これは、町長の性格からしてどうかと。私が町長に言うのはきついのかなという思いはありますけれども、私の町長としての立場の意思の表明を町長はすべきでないと思っているのですか、その辺をちょっと確認。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） もともとの経緯といいますか、正直申し上げると特別職における報酬については引き上げという考え方を当初は持っていないというふうにお答えしてきた

と思います。少なくともその前にやるべきことがあるかなというふうな考え方がありました。ただ、東海林議員を含めて、やはりほかの審議会の委員等々の報酬などの問題も出てきて、10年ぐらい報酬審議会を全く開催してこなかったという経緯もあるので、特別職の報酬について検討する必要性はあるというふうな認識に立ちました。ただ、その上で私の考えとしては、私の考えでまとめてそれを審議会に答申するという従来の考え方ではなくて、まず全道の状況なども含めた上で市町村における特別職の報酬というものがどうあるべきなのかというようなことについて審議会でご審議をいただいて、その報告に基づいて議会とも相談の上で最終的にどうするかという判断をするのがよいのではないかという考え方に立って、今もう既に3回目を開くところまで来ているので、ご意見に背くような形ではありますけれども、ここで私が改めて金額をこうしてほしいとか、こうすべきではないかというふうに申し上げる考えはないというふうにご答弁をさせていただきたいと思います。ただ、先ほどもお答えしておおり、審議会の答申を経た後、最終的にどうするかということについてはじっくり考えて結論を出したいというふうに考えておりますので、その旨ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 実は、南宗谷衛生施設組合議会の監査委員に当町の監査委員がなりました。私は、今事務局と協議しているのは、この代表監査委員になる方として、出席する場合は人を雇ってまでも出席しているのですよと。では、委員になった場合の報酬と人を雇って支払うものとの差は歴然として個人負担が多くなってしまふ。こんな実態があるから、南宗谷衛生施設組合議会としても考えなければならないなど、そういう時期に入ったねということは今言っているのですけれども、地元の町がその辺に気づいてもらわないと困るので、これからよく検討していただきたいと思います。

終わります。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

一般質問を続けます。

受け付け番号3番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号3番、議席番号4番、宮崎です。中頓別版DMOの設立について伺います。

DMOとは、自然、物件、食文化など、地域にある観光資源に精通し、地域と協働して観光地域づくりを行う法人として欧米などで広がっており、国内でも日本版DMOの登録

が相次いでいます。本町でも10月に一般社団法人を設立する予定とのことでありますが、本町の観光振興を担う中頓別版DMO関連の詳細について伺います。

1、敏音知地区を中心とした観光振興が想定されていると思われるが、法人の名称、社員や理事、従業員や資金等体制は整っているのか。

2、本町の観光振興における具体的な目標と目標が達成できない場合の責任所在、また新法人に何かあった場合の責任の所在は明確になっているか。

3、ピンネシリ温泉や道の駅等の収益事業の運営について、現在の指定管理者である中頓別観光開発株式会社や中頓別町観光協会との折り合いはついているのか。

4、中頓別観光開発株式会社は消滅することが濃厚と思われるが、それに伴う資本金の精算等が行われるのか。

5、中頓別町観光協会の存続と観光協会主体のイベントは今後どうなのかお答え願います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 中頓別版DMOの設立についての質問について5点お答えを申し上げます。

まず、1点目でありますけれども、観光地域づくりを進める新たな法人の設立準備の状況ですが、法人の名称や定款を初め、組織体制の事業計画等について現在検討を進めている段階であります。新たな組織の中心的な存在となる専務理事が着任が6月となり、その後地域の状況や各施設の運営状況等の把握に時間を要したことから、設立に向けた作業がおこなわれている状況にあります。設立の準備作業につきましては、早急に取りまとめ、町民の皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えております。議会後、具体的にご相談をさせていただきたいというふうに考えています。

2点目は、新たに策定した観光振興計画におきまして、本町は大型バス単位の観光客を誘致することが難しいことから、家族や少人数のグループの方たちに本町の自然や体験等を通じて魅力を感じていただき、本町のファンをふやして交流人口や関係人口をふやすことを目的としております。現在検討している新組織の事業計画で目的を達成していくための数値的な目標も検討しているところであり、計画概要がおおむね策定された段階で町民の皆様へ周知をしてまいりたいと考えております。また、現時点では新法人に何かあった場合という想定はしておりませんが、一般社団法人では社員総会が理事の任命や議決権を持つ意思決定の機関となるという規定があり、2名以上必要となる社員のうち1名は町が担うことを想定をして、責任体制を明確にしていければというふうに考えています。

3点目ですが、中頓別観光開発株式会社はピンネシリ温泉の管理運営を行うために設立された第三セクターの法人であり、町からの指定管理解除については本年5月に開催された第31期定期株主総会で提案され、株主からの承認を受けていることから、今後は運営の移行をスムーズに進めていくための調整をしていくこととしています。中頓別町観光協会につきましては、道の駅等山村交流施設の管理運営に係る指定管理の解除について役員

会等で説明し、確認されているところではありますが、同協会が独自に実施している事業につきましては同協会の今後の運営方針が検討中の段階であることから、今後関係者と調整が必要と考えております。

4点目であります。中頓別観光開発株式会社は、新法人へ温泉の運営が移行された後、会社を清算することで本年度の定期株主総会での承認を受けております。株主総会の中でも議論されておりますが、観光開発株式会社として運営を行っている期間内でこれまでの損失分を清算することを前提に現在経営努力を行っているところでもあります。

5点目であります。本年4月に開催された町観光協会の総会において観光協会を存続するという方針が承認されております。現在は、協会運営方針や事業内容について検討、協議されている状況となっており、町といたしましては観光協会の方針を尊重し、それに沿ってできるだけ支援や協力をしていく考え方をしているところでもあります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、1点目については、新法人というものを来月設立する予定だと思えるのですが、現実的にそれが本当に可能かどうか、正直お答えどおりの状況だとしたらちょっと難しいのではないかなと思いますので、来月設立できる可能性について伺いたいと思います。また、ちょっと全体的に不確かなことが多くて、本当に来月設立できるのかなと思うのです。例えば名称の具体案であるとか、どういう候補があるのかとか、そういうこともあればお答えいただきたいと思います。それもないのに設立する期限だけは決まっているのかなとちょっと不思議に思うのですけれども、そんなに焦らずにやっていただきたいなと思います。

それと、1点目のほうの答弁で専務理事というふうにあるのですけれども、これは会社もまだできていないわけですから、まだ専務理事になったわけではないですね。候補ということだと思えるのですけれども、これもちょっと確認させていただきたいと思います。

もうご答弁にもあるようにおこなっているわけですから、もっとじっくりお考えになったらいかがかではないかなと思うのですけれども、1点目、またさらに準備ができれば町民の皆様にお知らせしていきたいということなのですけれども、これは一体何を周知するのですか。例えばこういう会社をつくりました、協力してください、よろしく願いますというような事後報告をするのでしょうか。だとしたら、既に蚊帳の外にいる多くの町民からの協力というのは私は得られないというふうに思いますので、1点目についてはこれらの点いかがでしょうか。

それと、2点目については、大型バス単位の観光客を誘致することが難しいというふうに諦めておられるのですけれども、そもそもそのような挑戦をしたことはあるのでしょうか。道の駅の形態からしても大量の大型バスを想定した施設とは到底思えませんので、この点チャレンジもしていないのに諦めるのですか。今も大型バスは少ないかもしれないけれども、寄ってはくれていますので、何か観光振興計画が結局言いわけの計画になっているような気がします。ですから、今よりも大型バスを一台でも多く寄ってもらえるように

しようとか、正直そんな気概もないのだったら観光というものには手を出さないほうが賢明ではないかなと私は思っています。中頓別町は、前々から言われていますけれども、非通過型、非観光地でありますから、ですから専門家を投入して既存の法人、例えば観光開発株式会社とか、こういったものをDMOとして生かすということであれば、今回補正予算にも出ていますが、設立の費用すらかからないわけですから、産業が衰退して大型バスも呼べない、観光地ではない中頓別町で新法人を設立するのに無駄遣いをする必要がどこにあるのかなというふうに思いますので、この点もお考えを伺いたと思います。

2点目、さらに新法人に何かあった場合という想定はしておられないということなのですけれども、いまだにそんなことを言っているようではちょっとまずいのではないかなと思います。では、例えば観光開発株式会社を設立した当初であるとか、ピンネシリ温泉が建設された当初、最初はすごくいい状況があったので、正直今みたいな状況になるなんて誰も想像しなかったのではないですか。でも、私はこういうやり方をしていたら、結局過去と同じようなやり方をしていたら近い将来必ず同じ末路をたどることになると思います、この新法人も。ですから、そのときの責任のとり方を明確にさせていただきたいというふうに申し上げます。結局観光開発だって温泉だって誰も責任はとっていないですよ。これからも補助金、税金を当てにし続けるのか。

また、2点目、社員のうち1名は責任の関係で町のほうで担うことを想定しているとありますが、これは町職員の誰かが職員になるということなんでしょうか、それとも町長であるとか、町行政そのものが社員というものになるのか。また、例えばもう一名はどういう方が担うことを想定しておられるのか。2点目については、これらの点を伺いたと思います。

それと、3点目です。観光開発株式会社、観光協会、そして町、この2者との折り合いはついているのかということについては、指定管理の解除云々ではなくて、そんなことは正直こちらのさじかげん一つですから、従うしかないところがあると思うのです。では、例えば今の従業員の方々はどうなるのか。1人や2人で会社を始めたところで温泉の経営なんてできないですから、従業員が必要なわけですから。また、そういった実働部隊のいない会社に指定管理なんていうのは認められないと私は思っておりますので、3点目、まずこの点を伺いたと思います。

それと、観光協会が独自に実施している事業というのは何を指しているのかなと。ちょっと私はわからなかったのです。私から見れば全て町のためにやっていることだというふうに思うのですけれども、行事、イベント、そういったものなのか、施設の管理運営なのか、この点についてもちょっと確認をさせていただきたいと思います。

また、道の駅であるとかコテージであるとか、こういったメジャーな施設の管理というのは新法人に移行したいところだと思うのですけれども、例えば大畑山の管理というのでも観光協会が町から委託を受けて行っている形になるかなと思うのですけれども、こういったものも観光協会ではやれないとかというふうになった場合、新法人で受けるのか。3点

目、これについても伺いたいと思います。

それと、4点目、観光開発株式会社では、新法人へ温泉の運営が移行された後会社を清算するという承認をされている。それで、それまでに損失分を補填することなのですけれども、それは一体いつになるのか。見通しはあるのか。これまででいくと、過去に指定管理料を増額して、前々年度でしたか、一時的に黒字に回復したかなと思うのですけれども、前年度決算では再び150万円の赤字に転落をしています。ですから、今年度の運営状況を踏まえ、本当に株主資本1,000万円まで戻せる見通しがあるのか伺いたいと思います。正直税金で税金の穴埋めをしているのですけれども、それって全く意味のないことですから、そもそも株式会社には出資金を返す義務はたしかなかったかなと思うのです。ですから、例えば1,000万円に戻さなくても清算することは可能だと思うのです。その点、私は前に課長のほうにもお伺いして、株の売買であるとか、手続の関係はどうなっていますかといったときに、今株主の方々に連絡をして準備をしていますということでしたので、その後何か進展が、例えば株券の売買に応じられるようになったのだとか、そういったこともお答えいただけたらなと思います。

それと、5点目、観光協会では存続するという方針が承認されたというふうに答弁をされておられるのですけれども、はっきり申し上げてまだ何も決まっていないと思うのです。確かに本年4月、観光協会の総会の中で会長は存続させたいという意向をお話しされましたけれども、これは別に全会員に周知したわけでもありませんし、理事会の中でも意見が分かれているところなのです、いまだに。ですから、私も観光協会の理事で総会に出席していますけれども、こういったことは議案として承認されたという事実はありませんので、確認していただきたいと思うのですが、ここで私が聞いているのは、観光協会が消滅した場合のことです。観光協会が主体的に運営してきた行事であるとかイベント、こういったものもなくなってしまうのですかということを知っているわけで、これは観光協会の出方次第とかではなくて、その場合行政はどう対応するのかというのを再度お答えいただきたいと思います。例えば観光協会の消滅とともに、鍾乳洞祭りであるとか、先ほど細谷議員とか教育長もおっしゃっていた貴重なイベントという夏祭りだとか、しばれまつり、こういった多くの町民の方々が楽しみにしているイベントもなくなってしまうのですか。これを例えば新法人であるとか、行政であるとか、こういったところが引き継ぐというような考えはないのか、なくなってもしょうがないと考えておられるのか、たくさんありますけれども、再度5点伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） 私のほうから答えられるところをちょっと分けながらご回答をしたいと思います。

まず、法人の設立の現実的に可能かというところでございますけれども、確かに時間のない中、10月1日の設立に向けて今整理をしているところでございます。名称については、まだ確定はしてございませぬ。役員の候補につきましては、現在打診をしているとこ

ろでございまして、打診している方につきましては組織の方ということもありまして、そちらの協議ということもあると思いますので、まだ今の段階ではこの場ではご説明はちょっと差し控えたいと思いますが、今打診をしているところでございます。

専務理事の名称、今の本宮さんの件だと思われましても、確かにまだ組織はできてはいませんので、専務理事候補という段階でございます。議員おっしゃるとおりでございます。

準備ができたからお知らせをするということでございますけれども、ちょっとどういう形でお知らせができるかというところはまだ決めておりませんが、これからその点については考えていきたいということでございます。

次、大型バス単位の観光受け入れは難しいということでご答弁にちょっと書かせていただいた部分でございますけれども、これまでの観光振興計画の議論の中でもいろいろさせていただきましたけれども、ここで申し上げていたのはまず一度にたくさんの、いわゆる40人単位の宿泊が一回に受け入れができるかだとか、食事ができる場所があるかだとか、そういったことを踏まえて、バス単位の予約の受け入れみたいなのはなかなかちょっと難しいところがあるかなというところの説明でございます。難しいということでございまして、やらないと決めたわけではないのですけれども、現時点でなかなか難しいのかなということでございます。宿泊場所がふえたり、食事のできる場所ができてくればそういったことも可能かなとは思いますが、これからになりますけれども、もし中頓別町だけではなくて近隣も含めてということになれば、やり方を考えれば可能性はあるのかなとは思いますが。

次、責任のとり方についてです。この点に関してはちょっと飛ばさせていただきます、次、4番目の社員になるのが町なのか、個人なのかということですが、今町ということで考えております。あと、1人ではなく最低2名以上ということになっておりますので、まず1者としては町が町として入ると。そのほかに今想定しているのは2者程度、3者程度でまず設立時社員ということで考えております。

次、折り合いががついているのかということのお話でございますけれども、現場の従業員に関しては基本的には雇用を守るという観点も含めまして、今時点の基本的なスタンスとしては今いるスタッフにそのまま引き続いて残っていただきたいということで説明はしてきております。意思確認は、これから事業を継承して、指定管理を切りかえる際には絶対整えておかなければいけないので、それまでの間には現在の従業員にはぜひ残っていただきたいということであわせてお願いをしながら意思確認をしていくということでございます。

観光協会の独自事業のことについてということなのですが、夏祭り、冬祭りとか、そういったようなイベントのほか、あとは地域間交流とかの受託ですとか、ふるさと会の事業ですとか、いろいろあると思いますけれども、そういったような観光協会がもともと取り組んでこられたような事業ということで考えておりました。

道の駅の管理の指定管理以外の委託しているところ、大畑山の管理とかの個別の委託の部分に関してですけれども、この辺も観光協会の今後の事業をどういった形で計画していくかというところも踏まえて、そこはちょっと相談をしながらということになると思いますけれども、新法人で受けていきたいというところと、調整は必要かなと思いますけれども、観光協会の意向もある程度尊重しながら、その辺は協議をして決定をしていきたいと考えております。

温泉の清算につきましては、答弁のほうに書いてあるとおりでございますけれども、現在資本金の回復に向けて、総会の中でも反省をした中で回復をした上で清算をしたいということで会社のほうでは考えております。この点につきましては、ちょっとまた別途答弁があるかと思えます。

観光協会の存続に関してということで、もし消滅した場合はイベントがどうなるのかということでございますけれども、夏祭り、冬祭り等々のイベントにつきましては観光協会の事業で取り組んでこられたということで、まず観光協会のほうでこれからどうしていくのがいいのかというところを一回ご検討いただいた中で協議をする必要はあるのかなとは思っています。新しい組織のほうでは、イベントに関しては現在想定はしていないというところでございます。まずは法人のほうの目的としましては観光振興計画そのものが観光でたくさん稼ぐというよりは移住、定住だとか、交流人口をふやしていこうだとか、人口減少問題に絡めて町を存続していこうだとか、振興させていこうだとかというところに主眼を置いておりまして、そういうところも踏まえて、まず稼ぐというところをメインに立ち上げていくというところがございますので、繰り返しになりますけれども、観光協会の中の協議を踏まえて、また改めてこの辺は協議なのかなということで考えております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 何点か補足をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の今段階の法人の設立準備の状況についてでありますけれども、ある程度考え方は整理をしてきている経緯があって、議会が終わった後できるだけ速やかに議会のほうにも状況の説明をさせていただいた上で、改めてご意見を受けてその後の展開をつくっていききたいというふうに考えています。10月1日という期限にこだわっているわけはありませんけれども、ずるずるおくらせるということにはならないという認識を持っているので、議論を加速して、できるだけ早く法人の設立を図るようになりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それと、2点目でありますけれども、法人に何かあった場合を想定していないという、表現がちょっと不適切だったかなというふうには思います。当然危機管理的な考え方をしっかり持って対処していくという上において、やはりここは先ほど申し上げましたように社員の中に中頓別町がしっかり入って、特に設立という段階においては私自身が先頭に立って運営の立ち上げを図っていかなければならないかなというふうに、そういう不断の決意をもって前に進めたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふう

に思います。

それと、3点目、5点目にかかわると思いますけれども、この体制に移行した後の観光協会のその後ということになると思いますが、先日も会長とちょっとお話をさせていただいた折に、基本的にはこのDMOの設立がきっかけとか、これが原因となってこれまでやってきたイベントとか、そういうものがなくなるということにはしたくないと。ですから、観光協会が残られるにしろ、新しい体制に移行されるにしろ、どんな形であっても町としてもこれまでやってきたイベントを基本的に継続するという考え方に向かうべきではないかというふうに私は思っております。そのためにできる最大限の協力をしていくと。その後においていろんな見直しをしていくことはあると思いますし、これ以外の原因でイベントを見直すとかということはまた別の問題だとは思いますが、あくまでもこれが原因となって今までやってきたことの取り組みが後退するというようなことにはさせないというふうに町としては考えて対処していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 済みません。1点、温泉の出資金の関係が抜けていたかと思いますが、今現在先週取締役会がありまして、7月までの決算状況が出されてきています。その中では、今ちょっと手元に資料を持ってこなかったのですが、出資金を、今時点では資本金を戻せるだけの余裕ができてきているというところにあります。プラス余剰金として出てきていると。今年度につきましては、昨年度と比較しても宿泊者数が伸びております。公共工事の関係が多くて、やっぱりどうしても工事関係者の利用に依存しているという状況ではありますが、現時点では出資金を戻せる見込みの状況になっているということで、このままで維持していただいて、基本的には12月までの中で清算できるような体制を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、再度伺いたいと思うのですが、今お伺いしたたくさんさんの質問にほぼほぼお答えをいただきまして、今の点について再度確認をさせていただきたいのですが、最後の特に温泉のほうの経営状況のほうで、たしか資産が前年度終了時点でもともと1,000万円のが700万円ぐらいになっていたかなと思うのですが、今のお話でいくと差額の300万円、これを今の状況なら戻せそうだという感じなのですね。前年度150万円赤字だったので、すごく心配になったので、もう一回新たに確認をさせていただきたいと思います。

基本的には、町長からもお答えがありましたけれども、参事からもお答えがありましたけれども、法人のほうではイベントというものは想定はしていないのだけれども、こういった形でもこれを原因にイベントがなくなるということは避けていきたいというお答えがいただけたかなというふうに思います。

1点1点またちょっと伺いたいのですが、1点目、2点目あたりはまざるかもし

れないですけれども、例えば今つくろうとしているのは一般社団法人ですよ。ですから、ちょっと株式会社とは違うとは思いますが、株式会社だったら出資というか、株を買ってとかということになりますけれども、一般社団法人でもたしか出資というかどうかかわからないですけれども、お金を出すことはできると思うのです。例えば出資であるとか、社員であるとか、さっきの周知の話なのですけれども、町民の皆さんへの。出資、社員、例えば理事、今想定している以外で従業員のなり手、これは今のスタッフによって続けてもらいたいということですから、また募集の必要があれば、何かそういったことをどの道周知するのだったら、事後報告をするのではなくて、やっぱり一緒につくっていかねばいけないと思うのです、町民の皆さんと。結局これは何でもできてしまって、よろしく願いますだったら、誰も協力してくれないと思うので、そういったところもそういった部分で協力してくれませんかということができる前に周知をするべきではないかなと私は思うのです。ですから、この点についてもちょっと内容はまだ決まっていないということでしたけれども、そういったことをしてみてもうかなという提案ですけれども、お答えいただけたらと思います。

今回一般会計補正予算で、いわゆる設立準備金というものが計上されていますけれども、これはまだ会社が基本的にはできていない。そのための費用だと思うので、支出する相手方というか、これはどこになるのかなとちょっと疑問だったのです。町が町に例えば支出するのか、ちょっとわからなかったので、これもどんな形になるのか伺いたいです。これは設立準備金なのですけれども、では会社ができてからの当面の運営費であるとか、こういったものはどうやって捻出するのかということも再度伺いたいです。出資等々になるのか。

1点目、2点目がまざっていますけれども、やっぱり社員であるとか理事というのは出資をして、私は正直自腹を傷めなければ責任感というのが持てないのではないかなと思っています。

新しくできる法人、3点目ということになるかわからないですけれども、これは観光開発株式会社だったら第三セクターというふうに位置づけられていますけれども、第一、第二、第三とかとあるのですけれども、この新法人はどういったものに位置づけられるのか。第一だったら完全な公営企業、第二だったら私の企業です。民間の企業ということになるのです。それがあわさって第三セクターとかなのだけれども、どういったところに位置づけられるのか。町が社員になるということは、これは一般社団法人でいうところの社員というのは株式会社でいうところの株主に恐らく当たると思うので、出資をするであるとか、町がやっぱり株主になるような形になるわけですから、どういった法人として町として位置づけられるのか、これについてもおわかりになればお答えいただきたいと思うのです。

それと、4点目になるかなと思うのですけれども、先ほど温泉の話でもそうですけれども、12月までにめどをつけたいとかということがあったので、ただ設立は10月1日とは限らず10月とかということだと思うので、その時点ではまだ例えば温泉の経営を引き

継ぐことができないですよ、恐らく。ですから、最初の時点でやれるのは町が直営でやっている自然学校とか、「もうもう」とか、そういうことになるのかわからないですけども、そういった観光協会が今指定管理を受けているところも恐らく12月をめどとかという、そういう話があったので、こういったものは受けられるところから段階的に受けていく、一遍に受けるのではなくて。設立した後の動きというのも伺いたいと思います。

5点目は、先ほど町長からもお考えいただいたので、1、2、3、4について再度今の点を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） お答え申し上げます。

一般社団法人の定義というところになると思いますけれども、一般社団法人のそのものは出資金がなくても設立はできるというところがございますけれども、出資を募るということもできるのです。それは、その会費という形で集めるというパターンもありますし、そうではないやり方もあるということで、現時点でちょっと想定しておりますのは、やはり運転資金になるものが必要になるということで、一般社団法人でいう出資金と言われるものは基金という扱いになるのです。それは、株主、株式会社の株の考え方とちょっと違うところがありまして、一般社団法人は必要以上のお金は抱えていられないというか、基金としてずっと持っているということではなくて、必要以上の資金、要するに利益が上がってお金がたまったということであれば、基金がふえるということはないのです。ふえた分はお返しをしなければいけないということにたしかになっているはずですので、今想定しているのは基金をまず取り入れて、それはちょっとまたご相談なのですけれども、町のほうから基金を預らせていただければ、それを積んで随時売り上げの中からできれば早目に返していきたいということで、出資に関してはそういうことで今考えております。設立準備資金というのは、そういったことでご回答よろしいですか。

今回補正予算で計上しようとしているところがございますけれども、まず10月に設立をしようということで今準備をしておりますけれども、そこに係るいろいろ、後でまた予算のときにもご説明しますが、登記の費用とか、行政書士とかにお願いをするところの費用ですとか、あと3月までの諸費用です。事務費でしたり、旅費でしたり、車両のリース料だとかというところを考えておまして、そのあたりはちょっと今回補正のほうでご相談をさせていただきたいというところなんです。補正で計上する分の支出先ですけども、まず準備団体をちょっと置きまして、その中でそこにお金を町から支出をして、それで設立をしようということでございます。

先ほど出資しないと責任感が持てないのではないかとこのところでございますけれども、それは先ほどちょっとご説明したとおりということでございます。

一般社団法人がそしてどのような形態の組織かというところがございますけれども、第三セクターでもなく、いわゆる一般社団法人、一般の法人ということでございます。

そして、最後スケジュールですけども、どのように事業を受けていくのかということ

でございますけれども、まだ細かいところに関しては整っていないところもありますけれども、基本的には10月に法人組織を設立をしまして、12月いっぱいでの指定管理の部分解除をして新組織のほうに移行していかうというところで、これから準備を整えるところでございますが、直営でやっているそうや自然学校と、あと「もうもう」の部分に関してもそれをできれば同じように整理できればなということで今ちょっと考えております。最終的にそこはどのようなふう調整になるかというのはまたちょっと出てくるかと思っておりますけれども、現時点で一応そういうことで考えております。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 観光開発株式会社の件ですけれども、先ほどの話もありましたが、出資金につきましては確かに100%にして戻さなければならぬということでは決まっていますが、会社の方針としてはやはり出資していただいた皆さんにきちんとお返ししたいという考え方を持っておりまして、何とか戻せるようにということで今努力をしているということでございまして、7月末現在の出資状況でございますと出資金を全額戻した形でできる見込みとなっているということで、ただ、今後それに向けてもちろん収支バランスですとか、経費の圧縮も含めて努力をしながら、12月をめどに戻せるような形にしていくようにということで今努力をしているというところであります。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1点だけ補足をしたいと思います。

法人の形態、第三セクターかどうかという点ですけれども、的のところは当然あると思っております、町が社員となり、かつ町の代表である町長が何らかの役を担えば。ただ、毎年町が一定の出資をしている法人等についてはその決算等の報告義務がある。それに該当するかどうかというところはちょっとすぐ確認できないのですけれども、ただ考え方としてはそこに該当するか否かにかかわらず、きちんとした決算などを議会に何らかの形で報告、説明をしたり、指定管理者として利用料金を取り扱う法人ということになりますので、その辺の責任ある対処をしっかりとっていくように取り扱いをしていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） 準備団体は、早々に立ち上げるということで、申しわけありません。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再度多岐にわたりお答えをいただきまして、さっきの位置づけの話、町長からもお答えいただきましたけれども、もともと第三セクターとかというもののというのは明確な法的位置づけというのがないので、それをそう呼ぶかどうかというぐらいのところなので、ただこれまでちょっと決まっていなくて多いので、何とも言いえない状況ではありますけれども、成り立ちからいくと観光開発株式会社なり振興公社なりという町で言われている第三セクターと似た形にはなるのかなと思っております。ですから、相当

な努力をしていかないと、観光においてはこれまでと同じような結果になってしまうと思います。

それと、ちょっと質問するわけではないのですけれども、先ほど永田参事がおっしゃっていましたが、一般社団法人のほうの利益のところ、私が調べた中では株式会社とかだったら株主配当ということができるのですけれども、一般社団法人はそれに準ずるような行為ができない。逆に出資金について、出資金というかわからないのですけれども、株式会社とかだったら例えば倒産したらそのお金を返済する義務はなくなるのですけれども、一般社団法人だったら配当は出せないけれども、出資したお金に関しては清算するときには絶対に返さなければいけない、同額をといる。私が調べた中では何かそういうところがあったので、ちょっといろいろ確認というか、お互いにまだまだいろんなことを勉強して行って、町民の皆さんとか、町全体の合意形成を築いていかないと、これはうまくいかないというふうに思いますので、よろしくお願ひしますとか、お互いにまだまだたくさんのお金を勉強していけたらなというふうに思います。

私の一般質問については以上です。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） 受け付け番号4、議席番号7番、星川です。私は、今回一般質問ということで1点質問させていただきます。

それでは、東野町との姉妹縁組についてお聞きいたします。本町の開拓の祖の出身地である広島県大崎上島町東野との地域間交流は、協定の締結、平成2年から約30年が来る時期となっております。この30年間を経て転機を迎えていると私は考える。近年は、特産物の交流だけが目立ち深化していない。人的交流を盛んにするとともに、協定にある友好促進に努めるべきと私は思いますが、町長の所見をお伺ひいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 東野町との姉妹縁組についてご答弁を申し上げます。

旧東野町を含む大崎上島町との交流は、青少年交流事業の実現に向けた協議を進める中で平成元年に旧東野町で実施されました根っから祭に招かれ、当町から訪問団を派遣。関係者による協議を重ね、7月に小中学生を中心とする青少年交流団の派遣がスタートいたしました。翌月には東野町の町長と教育長が町開拓80周年、町制施行40周年の記念式典に出席され、これを機に両町の友好と交流の一層の発展を祈念し、平成2年に姉妹縁組の協定を締結したところであります。その後、青少年交流、町民の相互交流を毎年実施してまいりましたが、この間の東野町における合併や両町の実財政に関する見直しの中で、その交流内容もやむを得ず縮小してきた経緯があり、現在は町民の相互交流を隔年で行っているにとどまっているところであります。いま一度協定の趣旨を踏まえ、今後の交流内容につきましては大崎上島町とも十分協議を行いながら進めていきたいと考えているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

今町長が答弁してくれましたが、前半は単なる交流の経緯の説明であり、後半は1年置きの人的交流しかできないことの言いわけしか、私はそういうことしか聞き取ることができません。

ここで先ほどこれは本当に運よく行政報告に7月の豪雨の災害について経過報告、被害状況が出されてきました。多分出されてこないのではないかなと思って私はこういう質問を用意したわけなのですけれども、大崎上島町ということで、これは台風で災害、7月の西日本大災害です。それに私の知り合いから聞いたところ、被害は相当。この被害状況を見ればわかりますよね。この状況を見る前に、私は知り合いからその状況を聞いておりました。そして、現地ではボランティアセンターを設置し、罹災証明を出すところまでいったと聞いております。このような大災害のもと、姉妹町として本町は真っ先に支援すべきでなかったのかなと私はと思いますが、本町として何か具体的な支援を行ったのか、まず1点目に伺います。

そして、この担当部署は、所管はどこでしょうか。担当者は誰なのですか。これもお聞きいたします。町民からちょっといろんな話を聞いて、行政がアクションを起こさないから町民間同士でそれなりのことを支援をしたという方もいらっしゃるようです。そこら辺を踏まえて、この9月3日現在の状況を見て、町として何か今後考えているのか、これもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 大崎上島町における西日本豪雨の被害状況については、副町長のほうから被災当時から、直後から状況については大崎上島町のほうに聞いてもらって、私も報告を受けていました。ただ、我々がそこで聞いていたのは、ほかの地域との比較ということもあったのかもしれませんが、被害については一部あったけれども、そんなに大きなものではないというようなニュアンスで受け取っていたところもあって、直接的にボランティアセンターを設けてやっているというようなことについても承知はしていましたけれども、町内の人を対象にした範囲というふうなこともあって、職員を送るとか、そういったようなことまではする状況ではないかなというような判断をしておりました。その後も継続して話を聞いていて、実際に災害復旧とか、どんな状況かと。今8月末に議会を開いて、そこで予算の計上をするというようなお話で伺っていたので、そこでその内容なんかもちょっと教えてほしいと。基本的には、何らかの義援金とか、そういったものを送っていくということは考える必要があるかなということがありましたので、その被害の固まった状況を確認した上でその額などもある程度想定したらいいかなというふうに考えてきたということでもあります。

きょう行政報告をさせていただいて、この後、できるだけ議会が終わった後すぐにも義援金についての相談というのをさせていただけないかなというふうに考えていたところ

でありまして、我々としては何もしていなかったということではなくて、そういうふうな情報を得ながら対応してきたと。ただ、ちょっとやっぱり被害、今回予算の中で計上された金額を見て、改めて当初我々が聞いていた規模よりは大きなものだったのだなということがうかがい知れたところであって、もう少し詳しく早く聞いておけばよかったのかなというようなところも思わないわけではありませんけれども、ただ申し上げたとおり被災当初からそういう情報収集はしてきたという経緯をご理解を賜りたいと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再々質問させていただきます。

今町長の答弁から何もしていなかったということではなく、副町長を中心に情報収集をしていたということを知りましたが、問題は要するに行政事務の一つとして地域間交流を行っているのです、姉妹都市として。そこら辺はもうちょっと担当者、担当は副町長なのか、所管しているのはどこなのかははっきりしていませんが、そこが日常業務の一環としてもっと情報収集をして、まず姉妹都市との縁組を結んでいるのですから、やっぱり本町の仕事をすべきだと思いますし、それが支援がおくれた、今被害はこれを見れば相当な被害です。また、私たち消防団員としましてでもこれを見たらすごいなと思います。そういうところがやっぱりおけている原因の一つだとは思いますが、これは、相手からこういう要請があって行くのではなくて、支援というのは断られるかもしれませんが、やっぱりこちらから出向いていくぐらいの覚悟で支援をしていくのが筋だと私は思います。これは、何も相手から来てください、お願いしますではなくて、真っ先にやっぱりこういう中頓別町から、職員でもいいです。あるいは、消防団員数名でもいいです。やはりそういった形を組んで向こうに派遣させるというのが常識でなかろうかなと私は思います。その情報がこのような大惨事、要するに被害になっているとなかなか行政としてはつかめなかったから、そういう行動も起きなかったのではなかろうかなと思いますが、やはりそういったアクションを起こして友好を共有する。今本当に最初に言ったように2年に1回の人的交流ですよ。行った、来た、それだけのことで事が済んでいるのです。それでは、何らかの運営委員会の会長はいるかもしれませんが、もうちょっとやはり仕組みを考えてもらいたいと私は思います。そうなれば、行政が進んでいけばもっともっと町民同士の交流も深まるのではなかろうかなと思います。

私は、ここで一提案をして、ちょっと町長にも考えてもらいたいと思うのですが、民間交流です。要するに一番いいのは、大使といいますか、そういう方を設けて、人的交流にそういう方がそちらの大崎上島町のほうに行き、また大崎上島町から中頓別町のほうに行ききすればお互いの情報を速やかにキャッチできる。もしくは、町職員の人事派遣です。向こうの役場に、行政に2年間行く。向こう側の方の優秀な方を2年間こちらに来てもらうというような職員間同士の交流も考えるべきではなかろうかなと思います。そういったことできめ細やかな情報が入りますので、先ほど言ったようにこれからもっともっと姉妹縁組として深くきずなが結ばれていくのではなかろうかと思っております。

それでまた、来年度が本町が開拓150年、町制施行70年の年になっておりますよね。そのこともあわせて旧東野町との縁組を改めて、これはもう一回大崎上島町と縁組を仕切り直しするのがいいのではないかなと私は思いますし、こういうことも検討していただいたらどうかなと思いますが、町長のご意見をお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今回の災害に当たって、災害の支援に人的に派遣をすべきだったのではないかというお話がございました。当初の想定というか、聞いていた話の中ではそこまでの必要な被害ではないのかなというふうに判断していた経緯もあってそうしなかったというのはあるのですけれども、最終の被害の状況の中でそうすべきだったのかどうだったのかということも改めて考えてみたいなというふうには思います。

それで、今後の交流についてでありますけれども、やや本町としては遠慮ぎみになっていたのかなというふうに思います。というのは、合併を通して、本町は合併しなかったために姉妹町というのはいまだに東野町ただ1つと。ただ、先方からしてみると合併に伴って4市町との地域間交流を行っているというような中で、若干温度差というか、そういうのも感じているところもあって、少し交流に関しては遠慮ぎみだったかもしれないというふうに思います。ただ、一昨年私が大崎上島町に行ったときに先方の町長ともじっくりお話しすることもできまして、やはり例えば中頓別町の牛乳と向こうのかんきつ系のものとかを使って何か商品ができたらいねとか、そんな話もしました。今なかとん牛乳も活用してのいろんな商品開発も検討していこうというふうにはしているので、そういう中で取り組めるかどうかというのはありますけれども、そういったような具体的な目に見えるものが生まれてくるとまた違うのかなと。中頓別町の人にとっては、やっぱり大崎上島町の商品、特にミカンなんかはいまだにたくさんファンがいて、イベントで売ればあつという間に売れるというような状況でもありますので、大切にしたい交流だというふうに思います。具体的な進め方として、お話のあった大使とか、人事の交流とかということも、ことはまだ未確定ですけれども、副町長に行ってもらおうと思っていますし、その上で来年の記念事業についてはぜひ先方の町長にも来ていただくというようなお招きをさせていただきたいというふうに考えているところですので、そういうふうに話をできる機会を多く設けて、本町の思いをしっかりと先方にも伝えて、いい交流ができるようにしていきたいなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 再々再質問はしませんが、本当に町長、最後に答弁してくれましたけれども、姉妹縁組の協定をもう一回見直しして、よりよい友好ということで交流を深めてもらいたいと思いますし、私が聞いていた榎原民之助さんは、要するに入植してから東野町に帰られるまで、自分のお金を使って寺子屋を建てて、財産を惜しみなく、やはりそういったことをこの町のためにやってくれたということを私は聞いておりますので、その意を酌んで今後とも友好交流を延々とつなぐためにどのようなことが一番いいのかな

ということを検討してもらいたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第55号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第55号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第55号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） それでは、議案第55号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案13ページをお開き願います。議案第55号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年9月5日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案52ページをお開き願います。また、議案と同時に事前配付しております平成30年第3回中頓別町議会定例会中頓別町税条例の一部を改正する条例説明資料もご用意願います。改正の要旨でございます。平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）がそれぞれ公布され、それに伴う中頓別町税条例の一部を改正するものであります。

1、住民税関係について。働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除及び公的年金等の控除額を引き下げ、どのような所得にも適用される基礎控除額を引き上げる。給与所得控除の850万円を超える場合の控除額を引き下げる。ただし、扶養親族や特別障がい者であ

る扶養親族を有する者には軽減措置を講じる。高所得者の公的年金控除及び基礎控除の控除額の引き下げ、あるいは消失とする。以上の3点の改正となっております。この具体的な説明としましては、説明資料の1ページから3ページまでに掲載しております。本資料は、財務省が作成しました平成30年度税制改正パンフレットであり、図示により簡易に説明されておりますので、ご参照願います。

また、法人税については、資本金1億円を超える普通法人は電子処理組織を利用し、地方共同機構を経由して提出することが義務化されることになり、その規定を追加するものです。これも説明資料の6ページのほうに掲載を行っておりますので、ご参照願えればと思います。

2、たばこ税について。たばこ税率を平成30年10月から3回に分けて引き上げるとともに、加熱式たばこの市場拡大を受けて課税区分を新設し、これも平成30年10月から5回に分けて引き上げるものです。また、この措置による手持ち品課税の経過措置を附則として追加するものであります。説明資料では、4ページから5ページにかけてたばこ税の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直しと題して掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

3番、固定資産税について。固定資産税等の課税標準の特例であり、特別措置法に規定する中小事業者等が認定先端設備等導入計画に沿って取得した機械装置等にかかわる課税標準額を附則第10条の2の規定による割合に応じて、新たに固定資産税が課せられることになった年度からそれぞれの規定に沿った期間を減額するものです。説明資料では、7ページから9ページまでに掲載しており、(1)では固定資産税の標準課税の特例、(2)では附則第10条の2第1項から第27項までの追加した項目の内容を掲載しております。説明資料7ページに記載しておりますが、主に再生可能エネルギー発電設備やバイオ燃料製造施設、災害の被災者や被災地を支援する代替資産、政策目的の達成のための特例等を規定するものです。当町では、今のところ該当されるものはございませんが、今後これらの特例が必要になる場合を想定して改正を行うものでございます。

改正の説明は、新旧対照表によりご説明申し上げますが、文言の修正等は省き、主要事項のみを簡潔にご説明申し上げます。議案27ページをお開き願います。第23条第3項では、括弧書きとしまして第48条第10項から第12項で追加いたします電子申請事項を除く。

第24条第1項第2号では、給与所得控除額を125万円から135万円に引き上げ、第2項では基礎控除額に10万円を加算する。

議案28ページをお開き願います。第34条の2及び第34条の6では、2,500万円以下の所得者のみを控除する規定に改正。

議案29ページをごらんください。第36条の2では、括弧書きで控除額が満額となる配偶者を除くを追加いたします。

議案30ページをお開き願います。第48条では、第10項から第12項を追加して、

資本金1億円を超える普通法人は電子申請を義務化することを規定してございます。

議案31ページをごらんください。第92条から第96条までは、たばこ税の規定を改正するもので、第92条でたばこの区分を整備。

議案第32ページをごらんください。第93条の2では加熱式たばこを製造たばこことみなす規定、第94条ではたばこ税の課税標準を規定するものであり、第3項から第10項までは加熱式たばこの課税標準を追加するものであります。

たばこ税の課税は、説明資料4ページでもご説明申し上げたとおり段階的に引き上げを行いますので、議案32ページから議案35ページまでの第93条の2から第94条第10項までを順次改正を行うものとしております。議案40ページの第2条による改正、議案42ページの第3条による改正、議案44ページの第4条による改正、議案46ページから48ページの第5条の改正により段階的に引き上げがされるものとなっております。

なお、議案49ページから51ページまでの附則第6条は、引き上げの期間のずれを修正する規定でございます。

議案35ページにお戻りください。第95条でたばこ税の税率の改正を行うものです。

議案36ページをお開き願います。附則第5条では、個人の町民税の所得割の非課税の範囲を規定するものであり、子育て世代の負担増減を修正し、負担増減なしとする規定でございます。

議案37ページをごらんください。附則第10条の2第1項から第27項までは、固定資産税の課税標準の特例を規定するものであり、既に説明申し上げておりますが、説明資料の7ページから9ページにかけまして対応する施設、設備等を掲載してございますので、ご参照願います。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号及び議案第56号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第54号 中頓別町行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する条例の制定の件、日程第11、議案第56号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算を一括議題とします。

本件について順次簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第54号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については小林総務課長から、議案第56号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算につきましては笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第54号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案7ページをお開き願います。議案第54号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。

中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年9月5日提出、中頓別町長。

議案12ページをお開き願います。制定の要旨をご説明申し上げます。国では、電子政府、電子自治体の構築を目指し、数々の施策を展開していますが、その中で行政機関に係る申請、届け出などの手続に関し、情報通信の技術、インターネットを利用して行うことができるようにするための法律を定めてきています。それに伴い、町においても町民の利便性を高めるため、今後マイナンバーカードを活用してさまざまな申請、届け出などの手続が情報通信の技術を利用して行っていくことなどから、条例を制定して手続の根拠条例または規則で書面により行うことになっている場合であっても、電子的に申請、届け出などの手続を行うことができるよう整備するものです。

参考例といたしまして、子育てワンストップサービスとして、児童手当、保育、母子保健、ひとり親支援の行政手続について電子申請で行うことができるよう本条例を制定するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案第56号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成30年度中頓別町一般会計補正予算。

平成30年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,311万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,582万1,000

0円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年9月5日提出、中頓別町長。

常任委員会付託案件との運営委員会報告がございましたので、事項別明細書の内容につきましては省略し、本会議での提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議願います。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第54号及び議案第56号は、議会運営委員会報告のとおり、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号及び第56号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定しました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 2時31分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(村山義明君) お諮りします。

ただいま議案第54号及び議案第56号についていきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号及び議案第56号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題とすることに決定しました。

◎議案第54号及び議案第56号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、議案第54号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定の件、追加日程第2、議案第56号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算、いずれもいきいきふるさと常任委員会委員長報告を一括議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） 審査報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

平成30年9月5日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第54号、議案名、中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

事件の番号、議案第56号、議案名、平成30年度中頓別町一般会計補正予算、審査の結果、原案可決。

ただし、附帯意見がございますので、朗読いたします。審査意見、1、平成30年度中頓別町一般会計補正予算、（1）、町民センターの渡廊下解体に関し、本来は確実な維持管理を望むものであります。いわゆる解体しなくても済むような管理をすべきということです。今後は建築時に解体までを考えたライフサイクルコストを踏まえた建築を望みます。

（2）、ドリームジャンボファームの建設に際し、大型車両の通行を考え、加えて今後建設される育成センターの構想もあることから、林道入り口までの早急な道路整備を望むものであります。

以上。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第54号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第54号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 中頓別町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第56号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長(村山義明君) 日程第12、議案第57号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第57号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田智一君) それでは、議案第57号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,290万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月5日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に26万円を追加し、732万5,0

00円とするもので、これにつきましては国民健康保険制度関係事業に係る市町村事務処理システムの保守委託料を追加するもので、平成30年度からの広域化に向けて平成29年度に導入したシステムであります。平成30年度の活用に当たり半年間導入経費としておりましたが、半年経過後の保守につきましては賦課システム等のデータ確認処理につきまして市町村により税情報などの取り扱いのシステム管理業者が異なることから市町村ごとの保守契約となることから、今回補正するものであります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目退職被保険者還付加算金では、既定額に93万5,000円を追加し、93万6,000円とするもので、平成29年度退職者医療交付金額の確定による返還金を追加するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額2億8,170万9,000円に対し119万5,000円を追加し、2億8,290万4,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開きください。5款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金では、既定額に119万5,000円を追加し、245万1,000円とするもので、前年度繰り越し分を計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億8,170万9,000円に対し119万5,000円を追加補正し、2億8,290万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単であります。説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第58号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第58号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、長尾事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） 議案第58号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回正誤表を提出しておりますので、あわせてごらんください。1ページをお開きください。総則、第1条、平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。ここは支出にて医業費用の組みかえを行うものでありまして、病院事業費用として増減はございません。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的支出につきましては、既決予定額に729万円を追加し、3,179万5,000円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1,480万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

平成30年9月5日提出、中頓別町長。

それでは、収益的支出の支出をご説明申し上げます。9ページをお開き願います。また、あわせて提出しております病院事業会計補足説明資料の1ページをお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、組みかえを行うものでありまして、既決予定額3億9,256万7,000円に変更はございません。給料としましては常勤医師1名分の12月までの給料684万円の減額、手当につきましても常勤医師1名分の12月までの医務手当、役職手当で648万円を減額、賃金としましては水曜日午後から金曜日夕方まで診療支援をいただいている出張医師の12月までの分1,332万円を追加するものであります。

3目経費につきましても組みかえを行うものでありまして、既決予定額5,580万5,000円に変更はございません。賃借料としまして執行状況を勘案し、寝具病衣等借り上げ料19万2,000円を減額し、新たに診療材料費の物品を一括管理、発注するためのシステム、物品管理システムを導入することとしておりまして、その賃借料6カ月分、19万2,000円を新規計上しております。次に、委託料ですが、執行状況を勘案し、臨床検査委託料16万8,000円を減額し、新たに特定建築物の定期検査にて建物設備及び防火設備に関する報告が追加されたことにより調査に係る業務委託料としまして9万8,000円及び7万円をそれぞれ計上するものであります。

続きまして、資本的支出をご説明いたします。10ページ及び補足説明資料の2ページをお開きください。1款資本的支出、2項建設改良費、3目固定資産購入費は、既決予定額に729万円を追加し、2,729万円とするもので、国民健康保険病院管理人及び研修医兼長期当直医師住宅の1棟2戸を建設するための地盤調査、測量調査費を含めた設計

委託料590万8,000円、設計支援を受けるための業務委託料138万2,000円の合計729万円を計上するものであります。

予定貸借対照表につきましては2ページ、キャッシュフロー計算書については3ページ、また給与費明細表は4ページから8ページまでに添付いたしましたので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第58号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第59号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第59号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、議案第59号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

平成30年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,422万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月5日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額に130万2,000円を追加し、5,340万3,000円とするもので、11節需用費のうち修繕費について130万2,000円を追加、松音知ポンプ室に設置されております配水池に送水するための送水ポンプ2台のうち1台が経年劣化による故障により送水不能となったため、本体取りかえに係る費用について計上するものです。

6ページをお開きください。6ページ下段、歳出合計、既定額9,292万1,000円に130万2,000円を追加し、9,422万3,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、歳出、修繕費130万2,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。

4ページをお開きください。4ページ下段、歳入合計、既定額9,292万1,000円に130万2,000円を追加し、9,422万3,000円とするものです。

以上で簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第59号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第60号 平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第60号 平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第60号 平成30年度中頓別町介護保

険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算。

平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,357万円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月5日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に7万6,000円を追加し、464万4,000円とするもので、南宗谷3町で行われている介護認定審査会につきまして現在インターネット上で審査会を開催していますが、システム上の不備により通信が途切れるなどの支障があり、他町の審査委員に迷惑をかけることがあることから、また平成32年度から中頓別町が南宗谷3町で行われている介護認定審査会の事務局となることから、事前準備を含めシステムの整備が必要となったことから、ノートパソコン1台を購入するものであります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金を新設し、433万7,000円とするもので、23節償還金利子及び割引料としまして国及び道に対する平成29年分に係る介護給付費負担金に係る返還金、地域支援事業支援に係る交付金の返還金につきまして額の確定によりそれぞれ計上するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額2億2,915万7,000円に対し441万3,000円を追加補正し、2億3,357万円といたしました。

続きまして、歳入を説明いたします。8ページをお開きください。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に7万6,000円を追加し、3,473万3,000円とするもので、一般会計からの事務費繰入金を計上するものであります。

7款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に433万7,000円を追加し、433万8,000円とするもので、平成29年度各返還金分として前年度繰り越し分を計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億2,915万7,000円に対し441万3,000円を追加補正し、2億3,357万円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第61号 平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第61号 平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第61号 平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3,153万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月5日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金では、既定額に2万8,000円を追加し、12万8,000円とするもので、前年度賦課保険料還付金の確定により返還金の不足分を追加するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額3,150万4,000円に対し2万8,000円を追加し、3,153万2,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開きください。5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金では、既定額に2万8,000円を追加し、12万8,000円とするもので、広域連合からの保険料還付金として計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額3,150万4,000円に対し2万8,000円を追加補正し、3,153万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単であります。説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第61号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号

○議長（村山義明君） 日程第17、認定第1号 平成29年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第18、認定第2号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第19、認定第3号 平成29年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第20、認定第4号 平成29年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第21、認定第5号 平成29年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第22、認定第6号 平成29年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第23、認定第7号 平成29年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第24、認定第8号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 認定第1号から認定第8号につきまして説明をさせていただきます。

ただいま上程されました認定第1号 平成29年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 平成29年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定までについて、提案のご説明をさせていただきたいと思います。総務課政策経営室から提出をさせていただいております別添資料、町議会決算審査特別委員会資料の1ページ、平成29年度各会計歳入歳出決算の総括表をもって説明をさせていただきたいと思います。8会計合計の予算額が49億5,357万9,000円に対して、収入済額が48億274万1,159円、支出済額が46億4,407万1,947円となり、差し引き残高1億5,866万9,212円となったところであります。このうち一般会計につきましては、1億1,603万8,416円が差し引き残高となっているところであります。以上申し上げました8会計につきましては、いずれの会計におきましても単年度収支につきましてはプラスになっているところであります。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で報告をさせていただきたいと思いますが、まず総括として簡略な説明をさせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎特別委員会設置の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議題となりました認定第1号から第8号は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。なお、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することとした認定第1号から第8号については、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号の決算認定については、今会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時11分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎休会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時12分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員